

広島県告示第三百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年七月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県三次市吉舎町徳市、同市吉舎町雲通、世羅郡世羅町徳市及び同町戸張				
	地内				
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項
		雲通滝（一） 二八〇六一 （二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項
		八斗田（一） 二八五三一 （二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項
		八斗田二（一） 五一一三（二）	土石流	次の図のとおり	土石流

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当、広島県北部建設事務所及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。